

# 障がい者委託訓練のご案内



## 障害者委託訓練とは

公共職業訓練の一つで、障がいのある方に座学等の集合訓練や企業現場等での訓練を通して、就職に必要な知識・技能を習得してもらい、早期就職を図ることを目的に実施しています。  
障がいのある方が居住する身近な地域で、当該訓練を受講出来るように、県が企業や社会福祉法人・NPO 法人、民間教育訓練機関等へ委託し実施します。

## 訓練コースの概要

| コース名             | 訓練内容   |
|------------------|--|
| 知識・技能習得<br>訓練コース | 民間の教育訓練機関等での座学及び実技等の集合訓練<br>* 訓練内容は実施年度等により異なります。<br>* 就職支援（ビジネスマナー、キャリア形成支援等）を含みます。 |
|                  | ○訓練期間…3か月（座学3か月、若しくは座学2か月＋実習1か月）<br>1月あたり標準100時間（最低80時間）<br>1クラスあたり10名程度の少人数制        |
| 実践能力習得<br>訓練コース  | 企業現場を活用し、作業実習を中心とした実践的な訓練<br>* 作業内容は企業の職種により異なります。                                   |
|                  | ○訓練期間…1～3か月（訓練生の状況により設定可能）<br>1月あたり標準100時間（最低60時間）                                   |
| e-ラーニング<br>コース   | 在宅にてインターネットを利用しながら、ホームページ作成技術、情報セキュリティ技術の習得を図る訓練（通所が困難な方等が対象）                        |
|                  | ○訓練期間…3か月<br>1月あたり標準100時間（最低80時間）  |

## 委託訓練のメリット

### ○企業のメリット

- 訓練生の適性を見極めた上で、雇用につなげることができます。  
(こういった作業がその人に適しているのかを検討することができる)
- ハローワークや障害者職業訓練コーディネーター、地域の支援者が一体となってサポートします。
- 職場内の障がい者雇用への理解が深まります。

### ○訓練生のメリット

- 作業内容に対する相性・適性を知ることができます。
- 訓練期間中に技能の習得を図っていきます。
- 雇用保険受給中の方は、雇用保険を受給しながら受講ができます。

## 訓練の対象者

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方  
又は、精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がい等があり、主治医の意見書をお持ちの方
- 居住地管轄のハローワークに求職申込を行っている方
- 訓練開始日現在で満 65 歳未満の方
- 職業訓練を受けることにより、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能習得が見込める方

## お問い合わせ先



宮崎県福祉保健部 障がい福祉課 障がい者・就労支援担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
TEL 0985-26-7068 Fax 0985-26-7340